



目 次

告 示	ページ
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
◎告示（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部改正（鳥獣対策課）	1
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め（漁業管理課）	1
◎高知県漁業調整規則によるさんご漁業に係る漁獲成績報告書の様式の定め及び告示の廃止（ 〃 ）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	2
◎告示（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
○道路の供用開始（道 路 課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の役員の退任（ 〃 ）	3
○土地改良区の清算人の退職（ 〃 ）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用してのいさき釣りについでるの指示	3
高知県収用委員会告示	
◎高知県収用委員会における審理の秩序維持に関する規程の一部改正	5

告 示

高知県告示第982号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子及び女子（平成31年3月及び4月採用予定）

- (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成31年1月25日（金））
- (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成31年1月27日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第983号

平成23年9月高知県告示第629号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正する。
平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

表の古津賀特定猟具使用禁止区域（銃）の項中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

高知県告示第984号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成31年1月1日から同年2月15日までとする。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第985号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第57条の2第2項の規定により、さんご漁業に係る漁獲成績報告書の様子を次のとおり定め、平成31年3月1日から施行し、平成24年5月高知県告示第333号（高知県漁業調整規則によるさんご漁業に係る漁獲成績報告書の様式の定め）は、平成31年2月28日限り廃止する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

さんご漁業に係る漁獲成績報告書

年 月 日

高知県知事 様

許可番号 第 号
所属 船名 住所 氏名

年 月分

Table with columns for date, operation date, fishing area, haul count, start/end time, and catch weight (live/dead coral).

さんご漁業を操業しなかった場合は、その理由

Empty box for reasons of non-operation.

高知県告示第986号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年12月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類 公共測量（道路基盤地図データ作成）
2 作業期間 平成30年12月18日から平成31年2月28日まで
3 作業地域 高知市、宿毛市、長岡郡大豊町及び幡多郡黒潮町

高知県告示第987号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡仁淀川町宮ヶ坪（追加）
(1) 標柱を設置した土地の地番

Table with columns: 標柱番号, 所在地, 地番. Contains entries for 8 and 9.

(2) 区域

平成10年12月25日高知県告示第761号で指定した高岡郡仁淀村宮ヶ坪急傾斜地崩壊危険区域内（以下「761号区域」という。）に存する標柱4と標柱8を直線で結んだ線、標柱8と標柱9を直線で結んだ線、標柱9と761号区域に存する標柱5を直線で結んだ線及び761号区域に存する標柱5と761号区域に存する標柱4を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第988号

平成10年12月高知県告示第761号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

6 高岡郡仁淀村宮ヶ坪の(1) 標柱を設置した土地の地番中「丙3914」を「丙3902」に改める。

高知県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市古尾字山伏ガ谷1511番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1511番2まで	198	平成30年12月25日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市穴内六丁土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	前田 豊一	安芸市穴内甲 221番地
〃	仙頭 文雄	〃 〃 1186番地1
〃	前田 貢	〃 〃 232番地
〃	野町 幸史	〃 〃 1036番地
〃	前田 徳義	〃 〃 1060番地
〃	川竹 朋男	〃 赤野甲1799番地2
監事	前田 穰	〃 穴内甲 253番地
〃	川竹 武道	〃 〃 252番地
(就任)		
理事	前田 豊一	安芸市穴内甲 221番地
〃	仙頭 文雄	〃 〃 1186番地1
〃	前田 貢	〃 〃 232番地
〃	野町 幸史	〃 〃 1036番地
〃	前田 徳義	〃 〃 1060番地
〃	川竹 朋男	〃 赤野甲1799番地2
監事	前田 穰	〃 穴内甲 253番地

〃 川竹 武道 〃 〃 252番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	上村 敬介	香美市土佐山田町林田 407番地
〃	尾立 英也	〃 土佐山田町山田島 82番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目 3番19号
宮本 耕一	〃 土佐山田町林田 504番地1
岩井紀代子	〃 〃 516番地
竹島 道夫	〃 土佐山田町山田島 103番地
藤本 正	〃 〃 117番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年9月14日 30高都計第302号	香美市土佐山田町百石町一丁目46番	香美市土佐山田町小田島271番地 株式会社恵美寿 代表取締役 福永美貴

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第86号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成30年12月19日に次のとおり指示した。

平成30年12月25日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

- 1 操業の承認

3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象となる者は操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。
- 3 操業区域

宿毛市沖の島、鶴来島、黒瀨、二並島、三ノ瀬島、室瀨、水島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場区域を除く。
- 4 操業期間

操業期間は、1月1日から12月31日までとする。
- 5 制限又は条件

いさき釣りの制限又は条件は、次のとおりとする。

 - (1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して操業してはならない。
 - (2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
 - (3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレート^(イ)を他から見やすい場所に表示しなければならない。
 - (4) 日没時1時間後から日の出時^(ロ)1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊^(ハ)をしてはならない。
- 6 遵守すべき事項

尾叉長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。
- 7 報告義務

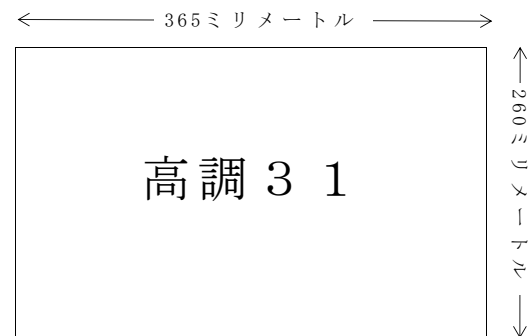
承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつては、その住所地を管轄する都道府県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。
- 8 承認の取消し

委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- 9 指示の有効期間

指示の有効期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までとする。

**別記
第1号様式**

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第 2 号 様 式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名 ㊟

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

収 用 委 員 会 告 示

高知県収用委員会告示第1号

高知県収用委員会における審理の秩序維持に関する規程(昭和61年11月高知県収用委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成30年12月25日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成30年12月25日から施行する。